

議 案 第 2 号

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合等を改定するため、富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「在職する者」を「それぞれ在職する者」に改め、同条第2項中「100分の205」を「100分の207.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。